

平成 30 年 4 月 20 日

会員各位TAA 会員規約改定のご案内

春陽の候、会員の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。
会員の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、TAA 会員規約の一部改定を行なうことと致しました。

TAA では今後もより一層のサービス向上に努めて参りますので、会員の皆様には
ご理解をいただき、引き続き倍旧のご愛顧を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

【施行日】 平成 30 年 5 月 8 日（火）開催分より適用（平成 30 年 5 月 1 日改定）

【改定内容】**① 自動車税納税証明書添付義務の廃止**

第三章 出品 第 3 条（出品の条件）第 1 項⑨

第八章 業務 第 1 条（登録書類についての出品店の義務）第 9 項

② 搬出期限・時間の変更

第四章 落札 第 6 条（落札車・登録書類の引渡し）第 1 項

第 7 条（引取遅延損害金）第 1 項

第九章 搬入・搬出 第 2 条（開催日の車両搬出）第 2 項

③ 名義変更済通知期限の変更

第八章 業務 第 2 条（登録書類の受領および移転登録等の実施）第 4 項 第 5 項

④ 使用済み自動車として登録されていた場合のペナルティを設定

第八章 業務 第 8 条（リサイクル券の取扱い）第 4 項

改定内容は、インターネットサービス「 <http://taacaa.jp/>」でもご確認いただけます。
ご不明な点がございましたら、TAA 会場窓口にお問い合わせください。

会員各位

TAA会員規約改定のご案内

【施行日】平成30年5月8日（火）開催分より適用（平成30年5月1日改定）

改定前

①自動車税納税証明書添付義務の廃止

第三章 出品

第3条（出品の条件）第1項 ⑨

⑨車検残が開催翌月までのものは、抹消登録にて出品のこと。ただし、並行輸入車・改造車等中古新規車検がとりにくいものは、ナンバー付きでも可能（継続車検に必要な書類：OCRシート・納税証明等を付けること）とします。その場合、TAA出品申込書に「ナンバー応談」と記入のこと。記入なき場合は抹消登録出品となります。

第八章 業務

第1条（登録書類についての出品店の義務）第9項

9.開催日の翌年5月末日までに車検が満了になる車両については、原則として登録書類と一緒に自動車税納税証明書（継続検査用）を添付するものとします。ただし、後日請求後の提出も可能とします。この場合、出品店は事務局からの請求日を含む10日以内に、事務局に提出するものとします。これを遅延した場合は、ペナルティとして1万円を出品店に請求します。ただし、車検満了月の前々月以降に事務局が依頼した場合に限ることとします（自動車税納付期限内は除く）。

②搬出期限・時間の変更

第四章 落札

第6条（落札車・登録書類の引渡し）第1項

1.落札車の搬出期限は原則開催日を含む5営業日17時までとします。ただし、第九章第1条に準じます。

第7条（引取遅延損害金）第1項

1.会員が開催日を含む5営業日17時までに落札車の引取をしない場合には、落札代金の支払いがあった場合でも、日当たり5千円の引取遅延損害金を支払っていただきます。

第九章 搬入・搬出

第2条（開催日の車両搬出）第2項

2.セリ開催中の搬出、移動は原則禁止します。

③名義変更済通知期限の変更

第八章 業務

第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施）第4項

4.落札店は、登録書類を受領した後、開催日翌月末（出品時申告のある場合は、その名義変更期限）、または書類の期限が短い日までに名義変更手続きを実施し、名義変更月の翌月5日までに通知しなければなりません。ただし、登録書類の到着が著しく遅れた場合は別途事務局の判断とします。また、軽自動車については、税止めの処理まで行うこととします。上記名義変更期限までに名義変更が完了していない場合は、ペナルティとして1万円を落札店に請求します。

第八章 業務

第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施）第5項

5.開催日の翌々月5日迄に移転済通知がない場合、ペナルティとして1万円、それ以降7日毎に1万円（差替え依頼まで）を落札店に請求します。また、軽自動車の税止め処理を怠り、翌年度以降も自動車税が旧所有者に発生した場合、ペナルティとして1万円を請求します。

④使用済み自動車として登録されていた場合のペナルティを設定

第八章 業務

第8条（リサイクル券の取扱い）

第4項を新設

改定後

第三章 出品

第3条（出品の条件）第1項 ⑨

⑨車検残が開催翌月までのものは、抹消登録にて出品のこと。ただし、並行輸入車・改造車等中古新規車検がとりにくいものは、ナンバー付きでも可能（継続車検に必要な書類：OCRシート等を付けること）とします。その場合、TAA出品申込書に「ナンバー応談」と記入のこと。記入なき場合は抹消登録出品となります。
*（納税証明）削除

第八章 業務

第1条（登録書類についての出品店の義務）第9項

9.開催日の翌年5月末日までに車検が満了になる車両については、原則として運輸支局の電子データにより納税確認するものとします。ただし、納税直後等、オンラインで確認が取れない場合は自動車税納税証明書（継続検査用）を添付するものとします。この場合、出品店は事務局からの請求日を含む10日以内に、事務局に提出するものとします。これを遅延した場合は、ペナルティとして1万円、それ以降7日毎に1万円を出品店に請求します。ただし、車検満了月の前々月以降に事務局が依頼した場合に限ることとします（自動車税納付期限内は除く）。

第四章 落札

第6条（落札車・登録書類の引渡し）第1項

1.落札車の搬出期限は別途定めるものとします。ただし、第九章第1条に準じます。

第7条（引取遅延損害金）第1項

1.会員が別途定める期限までに落札車の引取をしない場合には、落札代金の支払いがあった場合でも、日当たり5千円の引取遅延損害金を支払っていただきます。

第九章 搬入・搬出

第2条（開催日の車両搬出）第2項

2.事務局が認めた場合には、セリ開催中に搬入・搬出、移動を行うことができます。

第八章 業務

第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施）第4項

4.落札店は、登録書類を受領した後、開催日翌月末（出品時申告のある場合は、その名義変更期限）までに名義変更手続きを実施し、速やかに事務局まで通知しなければなりません。ただし、登録書類の到着が著しく遅れた場合は別途事務局の判断とします。また、軽自動車については、税止めの処理まで行うこととします。上記名義変更期限までに名義変更が完了していない場合は、ペナルティとして1万円を落札店に請求します。

第八章 業務

第2条（登録書類の受領および移転登録等の実施）第5項

5.開催日の翌々月5日までに（但し、出品時申告のある場合はその変更期日翌日から5日以内）移転済通知がない場合、ペナルティとして1万円、それ以降7日毎に1万円（差替え依頼まで）を落札店に請求します。また、軽自動車の税止め処理を怠り、翌年度以降も自動車税が旧所有者に発生した場合、ペナルティとして1万円を請求します。

第八章 業務

第8条（リサイクル券の取扱い）第4項

4.使用済み自動車として登録されており、移転登録等ができない場合は本章第2条第2項に準ずるものとします。

改定内容は、インターネットサービス「<http://taacaa.jp/>」でもご確認いただけます。ご不明な点がございましたら、TAA会場窓口にお問い合わせください。